

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸						
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備						
(3)	機械室の床の貫通部						
(4)	救出装置						
(5)	開閉器及び遮断器						
(6)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板						
(7)	ヒューズ						
(8)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動発電機主回路 (300V以下・300V超) 電動機主回路 (300V以下・300V超) 制御回路等の300Vを超える回路 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 制御回路等の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ MΩ				
(9)	接地						
(10)	階床選択機						
(11)	減速歯車						
(12)	綱車及び巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索のトラクション イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの (綱車と主索の滑りにより判定するもの)	mm				
(13)	軸受						
(14)	巻上機	保持力 イ. ブレーキをかけた状態でトルクレンチにより確認 ロ. 無積載運転時のブレーキの制動距離により確認 ハ. ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけ確認 ニ. かごに積載荷重の1.25(1.5)倍の荷重を加え確認 パットの残存厚み イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要重点点検となる基準値： mm) (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要重点点検となる基準：) (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 (右 mm) (左 mm)	右 mm 左 mm				
(15)	そらせ車						
(16)	電動機						
(17)	電動発電機						
(18)	駆動装置等の耐震対策						
(19)	速度 (定格速度： m/min)	上昇 m/min 下降 m/min					
2	共通						
(1)	調速機	かご側 過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) キャッチ作動速度 (定格速度の %)	m/min m/min				
(2)		つり合おもり側 キャッチ作動速度 (かご側キャッチ作動速度の %)	m/min				
(3)	主索	径：最も摩損した主索No() (直径 mm 末摩損直径 mm) 素線切れ及び錆：最も摩損した主索No() 素線切れ：なし・平均的に分布・特定の部分に集中 錆：なし・少ない・著しい 破断面積の元の素線の断面積に対する比率：70%超・70%以下 主索本数 (本) 要重点点検の主索No()、要是正の主索No()	% 破断総数 本 1ストランドの最大破断数 本				

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第1(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(8)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(12)「綱車及び巻胴」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準値を記入し右欄に検査で測定した寸法を記入してください。また、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検の基準を記入することとし、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んでください。
- ⑬ 1(14)「ブレーキ」欄の「保持力」欄は、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ニ。」を○で囲んでください。
- ⑭ 1(14)「ブレーキ」欄の「パッドの残存厚み」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検(基準が定められていない場合は、(mm)内に「-」を記入。)及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検(要重点点検の基準が定められていない場合を除く。)及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回の定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ⑮ 1(19)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑯ 2(1)「調速機」欄の「かご側」欄及び2(2)「調速機」欄の「つり合おもり側」欄は、右欄には、検査の測定値を記入し、左欄()には、かご側にあつては測定値の定格速度に対する比率、つり合おもり側にあつては、測定値のかご側キャッチ作動速度に対する比率を記入してください。
- ⑰ 2(3)「主索」欄のうち「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ⑱ 2(3)「主索」欄のうち「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。「1ストランドの最大破断数」欄は、1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入してください。
- ⑲ 2(3)「主索」欄のうち「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑳ 4(16)「つり合おもり非常止め装置」欄及び6(6)「かご非常止め装置」欄は、該当しない形式を取消線で抹消してください。
- ㉑ 6(9)「つり合おもり底部すき間」欄は、該当しない緩衝器形式及び制御方式を取消線で抹消して、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ㉒ 7(3)「二次消防運転」欄は、二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入してください。
- ㉓ 9「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、9は削除して構いません。
- ㉔ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあつても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉕ 2(3)主索において最も摩損した主索として掲げたもの及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第2号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	共通					
(1)	開閉器及び遮断器					
(2)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板					
(3)	ヒューズ					
(4)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超) 制御回路等の300Vを超える回路 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 制御回路等の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ			
(5)	接地					
(6)	制御盤扉					
(7)	減速歯車					
(8)	綱車及び巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索のトラクション イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの (綱車と主索の滑りにより判定するもの)	mm			
(9)	軸受					
(10)	巻上機	保持力 イ. ブレーキをかけた状態でトルクレンチにより確認 ロ. 無積載運転時のブレーキの制動距離により確認 ハ. ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけ確認 ニ. かがこに積載荷重の1.25(1.5)倍の荷重を加え確認 パットの残存厚み イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要重点点検となる基準値： mm) (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要重点点検となる基準：) (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 (右 mm) (左 mm)	右 mm 左 mm			
(11)	電動機					
(12)	调速機	かが側	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) キャッチ作動速度 (定格速度の %)	m/min m/min		
(13)		つり合おもり側	キャッチ作動速度 (かが側キャッチ作動速度の %)	m/min		
(14)	はかり装置					
(15)	救出装置					
(16)	駆動装置等の耐震対策					
(17)	かが固定装置、下降防止装置等					
(18)	換気設備					
(19)	主索の巻過ぎ検出装置					
(20)	速度 (定格速度： m/min)	上昇 下降	m/min m/min			
2	かが室					
(1)	かが室の周壁、天井及び床					
(2)	かがの戸及び敷居					
(3)	かがの戸のスイッチ					
(4)	ドアセフティ					
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置					
(6)	車止め、光電装置等					
(7)	かが操作盤及び表示器					
(8)	外部への連絡装置					
(9)	かが内の停止スイッチ					
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(11)	停電灯装置					
(12)	かがの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離					

3 かが上					
(1)	かが上の停止スイッチ				
(2)	頂部安全距離確保スイッチ				
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ				
(4)	主索	径：最も摩損した主索No（ ） (直径 mm 未摩損直径 mm)	%		
		素線切れ及び錆：最も摩損した主索No() 素線切れ：なし・平均的に分布・特定の部分に集中 錆：なし・少ない・著しい 破断面積の元の素線の断面積に対する比率：70%超・70%以下	破断総数 本		
		主索本数（ 本） 重点点検の主索No（ ）	1ストランドの最大 破断数 本		
		主索本数（ 本） 重点点検の主索No（ ）			
(5)	主索の張り				
(6)	主索及び调速機ロープの端末と止め金具部				
(7)	主索の緩み検出装置				
(8)	頂部綱車				
(9)	调速機ロープ				
(10)	非常救出口				
(11)	かがのガイドシュー及びびローラー				
(12)	かごつり車				
(13)	ガイドレール及びブラケット				
(14)	ドアインターロックスイッチ				
(15)	乗り場の戸及び敷居				
(16)	昇降路における壁及び囲い				
(17)	昇降路内の耐震対策				
(18)	移動ケーブル及び取付部				
(19)	つり合おもり各部				
(20)	つり合おもり非常止め装置 形式：早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式				
(21)	つり合おもりのつり車				
(22)	かがの戸の開閉機構				
(23)	かご枠				
4 乗り場					
(1)	乗り場ボタン及び表示器				
(2)	非常解錠装置				
(3)	制御盤扉の施錠				
5 ビット					
(1)	保守用停止スイッチ				
(2)	緩衝器及び緩衝材				
(3)	張り車				
(4)	ビット床				
(5)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ				
(6)	底部安全距離確保スイッチ				
(7)	かご非常止め装置 形式：早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式				
(8)	かご下綱車				
(9)	つり合ロープ、鎖及び取付部				
(10)	つり合おもり底部すき間	緩衝器形式：ばね式・油入式 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時（ mm)	mm		
(11)	移動ケーブル及び取付部				
(12)	ビット内の耐震対策				
(13)	駆動装置の主索保護カバー				
(14)	かご枠				
6 その他					
(1)	乗り場の戸の遮煙構造				
7 上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第2（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(4)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(8)「綱車及び巻胴」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準値を記入し右欄に検査で測定した寸法を記入してください。また、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準を記入することとし、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んでください。
- ⑬ 1(10)「ブレーキ」欄の「保持力」欄は、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ニ。」を○で囲んでください。
- ⑭ 1(10)「ブレーキ」欄の「パッドの残存厚み」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、(mm)内に「-」を記入。）及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回の定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ⑮ 1(12)「調速機」欄の「かご側」欄及び1(13)「調速機」欄の「つり合おもり側」欄は、右欄には、検査の測定値を記入し、左欄()には、かご側にあつては測定値の定格速度に対する比率、つり合おもり側にあつては、測定値のかご側キャッチ作動速度に対する比率を記入してください。
- ⑯ 1(20)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑰ 3(4)「主索」欄のうち「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ⑱ 3(4)「主索」欄のうち「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。「1ストランドの最大破断数」欄は、1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入してください。
- ⑲ 3(4)「主索」欄のうち「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑳ 3(20)「つり合おもり非常止め装置」欄及び5(7)「かご非常止め装置」欄は、該当しない形式を取消線で抹消してください。
- ㉑ 5(10)「つり合おもり底部すき間」欄は、該当しない緩衝器形式及び制御方式を取消線で抹消して、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ㉒ 7「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ㉓ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があつた場合のほか、指摘がない場合にあつても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉔ 3(4)主索において最も摩損した主索として掲げたもの及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第3号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1 機械室						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備					
(3)	開閉器及び遮断器					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板					
(5)	ヒューズ					
(6)	受電盤及び制御盤 絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超) 制御回路等の300Vを超える回路 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 制御回路等の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ				
(7)	接地					
(8)	空転防止装置					
(9)	階床選択機					
(10)	電動機及びポンプ					
(11)	圧力計					
(12)	油圧パワーユニット 安全弁 常用圧力 (銘板値) MPa 常用圧力の % 作動圧力 (測定値) MPa					
(13)	逆止弁					
(14)	流量制御弁					
(15)	手動下降弁					
(16)	油タンク及び圧力配管					
(17)	作動油温度抑制装置					
(18)	ストップバルブ					
(19)	高圧ゴムホース					
(20)	駆動装置等の耐震対策					
2 共通						
(1)	圧力配管					
(2)	調速機 過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) m/min キャッチ作動速度 (定格速度の %) m/min					
(3)	主索及び鎖 径：最も摩損した主索No() (直径 mm 未摩損直径 mm) % 素線切れ及び錆：最も摩損した主索No() 素線切れ：なし・平均的に分布・特定の部分に集中 錆：なし・少ない・著しい 破断面積の元の素線の断面積に対する比率：70%超・70%以下 破断総数 本 1ストランドの最大破断数 本 主索本数 (本) 要重点点検の主索No()、要是正の主索No() 伸び：最も摩損した鎖No() (測定長さ mm 基準長さ mm) 伸び % 鎖本数 (本) 要重点点検の鎖No()、要是正の鎖No()					
(4)	主索及び鎖の張り					
(5)	主索及び鎖並びに調速機ロープの端末と止め金具部					
(6)	主索及び鎖の緩み検出装置					
(7)	はかり装置					
(8)	ブランジャー					
(9)	ブランジャーストッパー					
(10)	シリンダー					
(11)	防火区画貫通部					
(12)	速度 (定格速度 (上昇) : m/min (定格速度 (下降) : m/min) 上昇 m/min 下降 m/min					
3 かご室						
(1)	かご室の周壁、天井及び床					
(2)	かごの戸及び敷居					
(3)	かごの戸のスイッチ					
(4)	ドアセフティ					
(5)	戸開き状態において作動する予圧装置					
(6)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合せ装置：有・無)					
(7)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置					
(8)	車止め、光電装置等					
(9)	かご操作盤及び表示器					
(10)	外部への連絡装置					
(11)	かご内の停止スイッチ					
(12)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(13)	停電灯装置					
(14)	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先の水平距離					

4 かが上					
(1)	かが上の停止スイッチ				
(2)	頂部安全距離確保スイッチ				
(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ				
(4)	ブランジャーリミットスイッチ				
(5)	ブランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間			mm	
(6)	頂部綱車				
(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車				
(8)	ブランジャーのガイドシュー及びローラー				
(9)	調速機ロープ				
(10)	非常救出口				
(11)	かがのガイドシュー及びローラー				
(12)	ガイドレール及びブラケット				
(13)	ドアインターロックスイッチ				
(14)	乗り場の戸及び敷居				
(15)	昇降路における壁及び囲い				
(16)	昇降路内の耐震対策				
(17)	移動ケーブル及び取付部				
(18)	かがの戸の開閉機構				
(19)	かが枠				
5 乗り場					
(1)	乗り場ボタン及び表示器				
(2)	非常解錠装置				
6 ビット					
(1)	緩衝器及び緩衝材				
(2)	張り車				
(3)	ビット床				
(4)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ				
(5)	底部安全距離確保スイッチ				
(6)	かご非常止め装置 形式：早ぎき式・次ぎきき式・スラックロープ式				
(7)	かご下綱車				
(8)	シリンダー下の綱車				
(9)	移動ケーブル及び取付部				
(10)	ビット内の耐震対策				
(11)	かご枠				
7 その他					
(1)	乗り場の戸の遮煙構造				
8 上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第3（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合は除く。）。
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第3（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 1（6）「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- 1（12）「安全弁」欄は、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力（測定値）の常用圧力（銘板値）に対する比率を記入してください。
- 2（2）「調速機」欄は、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- 2（3）「主索及び鎖」欄の「主索」欄のうち、「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- 2（3）「主索及び鎖」欄の「主索」欄のうち、「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。「1ストランドの最大破断数」欄は、1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入してください。
- 2（3）「主索及び鎖」欄の「主索」欄のうち、「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- 2（3）「主索及び鎖」欄の「鎖」欄のうち「伸び」欄は最も摩損した鎖の番号を鎖No（ ）に記入するとともに、「測定長さ mm」欄は、その鎖の摩損した部分の長さを、「基準長さ mm」欄は、測定部分に相当する公称の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。

- ⑮ 2(3)「主索及び鎖」欄の「鎖」欄のうち「鎖本数」欄は、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」欄及び「要是正の鎖」欄は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ⑯ 2(12)「速度」欄は、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑰ 4(5)「ブランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間」欄はブランジャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ⑱ 8「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑳に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、8は削除して構いません。
- ㉑ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉓ 2(3)主索において最も摩損した主索として掲げたものに関する写真を別添1様式、主索を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第4号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1 制御室						
(1)	制御室への通路及び出入口の戸					
(2)	制御室内の状況並びに照明装置及び換気設備					
(3)	開閉器及び遮断器					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板					
(5)	ヒューズ					
(6)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超)	MΩ			
		制御回路等の300Vを超える回路	MΩ			
		制御回路等の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御回路等の150V以下の回路	MΩ			
(7)	接地					
(8)	制御装置等の耐震対策					
(9)	速度 (定格速度: m/min)	上昇	m/min			
		下降	m/min			
2 共通						
(1)	调速機	かご側	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min		
			キャッチ作動速度 (定格速度の %)	m/min		
(2)		つり合もり側	キャッチ作動速度 (かご側キャッチ作動速度の %)	m/min		
(3)	主索	径：最も摩損した主索No () (直径 mm 未摩損直径 mm)	%			
		素線切れ及び錆：最も摩損した主索No ()	破断総数 本			
		素線切れ：なし・平均的に分布・特定の部分に集中	1 ストランドの最大破断数			
		錆：なし・少ない・著しい				
		破断面積の元の素線の断面積に対する比率：70%超・70%以下				
		主索本数 (本)				
		要重点点検の主索No ()、要是正の主索No ()				
(4)	主索の張り					
(5)	主索及び调速機ロープの端末と止め金具部					
(6)	はかり装置					
3 かご室						
(1)	かご室の周壁、天井及び床					
(2)	かごの戸及び敷居					
(3)	かごの戸のスイッチ					
(4)	ドアセフティ					
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置					
(6)	かご操作盤及び表示器					
(7)	外部への連絡装置					
(8)	かご内の停止スイッチ					
(9)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(10)	停電灯装置					
(11)	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離					
4 かご上						
(1)	かご上の停止スイッチ					
(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ					
(4)	頂部そらせ車					
(5)	上部二次側固定子取付部					
(6)	二次側固定子					
(7)	调速機ロープ					
(8)	非常救出口					
(9)	かごのガイドシュー及びローラー					
(10)	ガイドレール及びブラケット					
(11)	ドアインターロックスイッチ					
(12)	乗り場の戸及び敷居					
(13)	昇降路における壁及び囲い					
(14)	昇降路内の耐震対策					
(15)	移動ケーブル及び取付部					
(16)	リニアモーター					
(17)	リニアモーターガイドローラー					
(18)	可動・固定子間隔異常検出器					

(19)	ブレーキ	保持力 イ. ブレーキをかけた状態でトルクレンチにより確認 ロ. 無積載運転時のブレーキの制動距離により確認 ハ. ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけた確認 ニ. かごに積載荷重の1.25(1.5)倍の荷重を加え確認					
		パットの残存厚み イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要重点点検となる基準値: mm) (要是正となる基準値: mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要重点点検となる基準:) (要是正となる基準:) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 (右 mm) (左 mm)	右 mm 左 mm				
(20)	つり合おもり各部						
(21)	つり合おもり非常止め装置 形式: 早ぎき式・次第ぎき式						
(22)	かごの戸の開閉機構						
(23)	かご枠						
5 乗り場							
(1)	乗り場ボタン及び表示器						
(2)	非常解錠装置						
6 ビット							
(1)	緩衝器及び緩衝材						
(2)	張り車						
(3)	ビット床						
(4)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ						
(5)	底部安全距離確保スイッチ						
(6)	かご非常止め装置 形式: 早ぎき式・次第ぎき式						
(7)	つり合おもり底部すき間	緩衝器形式: ばね式・油入式 制御方式: 交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時 (mm)	mm				
(8)	下部二次側固定子取付部						
(9)	移動ケーブル及び取付部						
(10)	ビット内の耐震対策						
(11)	かご枠						
7 その他							
(1)	乗り場の戸の遮煙構造						
8 上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

- この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第4(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第4(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 1(6)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- 1(9)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- 2(1)「調速機」欄の「かご側」欄及び2(2)「調速機」欄の「つり合おもり側」欄は、右欄には、検査の測定値を記入し、左欄()には、かご側にあつては測定値の定格速度に対する比率、つり合おもり側にあつては、測定値のかご側キャッチ作動速度に対する比率を記入してください。

- ⑭ 2(3)「主索」欄のうち「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2(3)「主索」欄のうち「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆び及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。「1ストランドの最大破断数」欄は、1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入してください。
- ⑯ 2(3)「主索」欄のうち「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑰ 4(19)「ブレーキ」欄の「保持力」欄は、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ニ。」を○で囲んでください。
- ⑱ 4(19)「ブレーキ」欄の「パッドの残存厚み」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、(mm)内に「-」を記入。）及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回の定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ⑲ 4(21)「つり合おもり非常止め装置」欄及び6(6)「かご非常止め装置」欄は、該当しない形式を取消線で抹消してください。
- ⑳ 6(7)「つり合おもり底部すき間」欄は、該当しない緩衝器形式及び制御方式を取消線で抹消して、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ㉑ 8「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、8は削除して構いません。
- ㉒ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあつても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉓ 2(3)主索において最も摩損した主索として掲げたもの及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第5号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1 機械室						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備					
(3)	開閉器及び遮断器					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板					
(5)	ヒューズ					
(6)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超)	MΩ			
		制御回路等の300Vを超える回路	MΩ			
		制御回路等の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御回路等の150V以下の回路	MΩ			
(7)	接地					
(8)	空転防止装置					
(9)	電動機及びポンプ					
(10)	圧力計					
(11)	油圧パワーユニット	安全弁	常用圧力 (銘板値) MPa	常用圧力の		
			作動圧力 (測定値) MPa	%		
(12)	逆止弁					
(13)	流量制御弁					
(14)	手動下降弁					
(15)	油タンク及び圧力配管					
(16)	ストップバルブ					
(17)	高圧ゴムホース					
(18)	駆動装置等の耐震対策					
2 共通						
(1)	圧力配管					
(2)	ブランジャー					
(3)	ブランジャーストッパー					
(4)	シリンダー					
(5)	防火区画貫通部					
(6)	速度 (定格速度 (上昇) : m/min) (定格速度 (下降) : m/min)	上昇 下降	m/min m/min			
3 かが室						
(1)	かが室の周壁、天井及び床					
(2)	かごの戸及び敷居					
(3)	かごの戸のスイッチ					
(4)	ドアセフティ					
(5)	戸開き状態において作動する予圧装置					
(6)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合せ装置：有・無)					
(7)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置					
(8)	かご操作盤及び表示器					
(9)	外部への連絡装置					
(10)	かご内の停止スイッチ					
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(12)	停電時にかご内からかご外に連絡する装置を操作できるようにする照明装置等					
(13)	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離					
4 かが上						
(1)	かが上の停止スイッチ					
(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
(3)	上部リミット (強制停止) スイッチ					
(4)	ブランジャーリミットスイッチ					
(5)	非常救出口					
(6)	かごのガイドシュー及びローラー					
(7)	ガイドレール及びブラケット					
(8)	ドアインターロックスイッチ					
(9)	乗り場の戸及び敷居					
(10)	昇降路における壁及び囲い					
(11)	昇降路内の耐震対策					
(12)	移動ケーブル及び取付部					
(13)	かごの戸の開閉機構					
(14)	かご枠					
5 乗り場						
(1)	乗り場ボタン及び表示器					
(2)	非常解錠装置					

6	ピット						
(1)	緩衝器及び緩衝材						
(2)	ピット床						
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ						
(4)	底部安全距離確保スイッチ						
(5)	移動ケーブル及び取付部						
(6)	ピット内の耐震対策						
(7)	かご枠						
7	その他						
(1)	乗り場の戸の遮煙構造						
8	上記以外の検査項目						
特記事項							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第5（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第5（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第5（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(6)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(11)「油圧パワーユニット」欄の「安全弁」欄は、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力（測定値）の常用圧力（銘板値）に対する比率を記入してください。
- ⑬ 2(5)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑭ 8「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、8は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑯ 要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従って添付してください。

検査結果表
(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸						
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備						
(3)	機械室の床の貫通部						
2	共通						
(1)	開閉器及び遮断器						
(2)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板						
(3)	ヒューズ						
(4)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超) MΩ 制御回路等の300Vを超える回路 MΩ 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 制御回路等の150V以下の回路 MΩ					
(5)	接地						
(6)	制御盤扉						
(7)	減速歯車						
(8)	綱車及び巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索のトラクションイ、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要是正となる基準値： mm) ロ、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要是正となる基準：) ハ、製造者が検査方法を指定していないもの (綱車と主索の滑りにより判定するもの)					
(9)	軸受						
(10)	巻上機	保持力 イ、ブレーキをかけた状態でトルクレンチにより確認 ロ、無積載運転時のブレーキの制動距離により確認 ハ、ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけ確認 ニ、かごに積載荷重の1.25 (1.5) 倍の荷重を加え確認 パットの残存厚み イ、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要重点点検となる基準値： mm) (要是正となる基準値： mm) ロ、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要重点点検となる基準：) (要是正となる基準：) ハ、製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 (右 mm) (左 mm)	右 左	mm mm			
(11)	そらせ車						
(12)	電動機						
(13)	駆動装置等の耐震対策						
(14)	調速機	かご側 過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) m/min キャッチ作動速度 (定格速度の %) m/min					
(15)		つり合おもり側 キャッチ作動速度 (かご側キャッチ作動速度の %) m/min					
(16)	主索	径：最も摩損した主索No () (直径 mm 未摩損直径 mm) % 素線切れ及び錆：最も摩損した主索No () 素線切れ：なし・平均的に分布・特定の部分に集中 錆：なし・少ない・著しい 破断面積の元の素線の断面積に対する比率：70%超・70%以下 破断総数 本 1ストランドの最大破断数 本 主索本数 (本) 要重点点検の主索No ()、要是正の主索No ()					
(17)	主索の張り						
(18)	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部						
(19)	主索の緩み検出装置						
(20)	主索の巻過ぎ検出装置						
(21)	救出装置						
(22)	速度 (定格速度： m/min)	上昇 m/min 下降 m/min					

3 かが室					
(1)	かが室の周壁、天井及び床				
(2)	かごの戸及び敷居				
(3)	かごの戸のスイッチ				
(4)	ドアセフティ				
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置				
(6)	かご操作盤及び表示器				
(7)	外部への連絡装置				
(8)	かご内の停止スイッチ				
(9)	用途、積載量及び最大定員の標識				
(10)	停電時にかご内からかご外に連絡する装置を操作できるようにする照明装置等				
(11)	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離				
4 かが上					
(1)	かが上の停止スイッチ				
(2)	上部緩衝器又は緩衝材				
(3)	頂部安全距離確保スイッチ				
(4)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ				
(5)	頂部綱車				
(6)	調速機ロープ				
(7)	非常救出口				
(8)	かごのガイドシュー及びローラー				
(9)	かごつり車				
(10)	ガイドレール及びブラケット				
(11)	ドアインターロックスイッチ				
(12)	乗り場の戸及び敷居				
(13)	昇降路における壁及び囲い				
(14)	昇降路内の耐震対策				
(15)	移動ケーブル及び取付部				
(16)	つり合おもり各部				
(17)	つり合おもり非常止め装置 形式：早ぎき式・スラックロープ式				
(18)	つり合おもりのつり車				
(19)	かごの戸の開閉機構				
(20)	かご枠				
5 乗り場					
(1)	乗り場ボタン及び表示器				
(2)	非常解錠装置				
6 ビット					
(1)	保守用停止スイッチ				
(2)	緩衝器及び緩衝材				
(3)	張り車				
(4)	ビット床				
(5)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ				
(6)	底部安全距離確保スイッチ				
(7)	かご非常止め装置 形式：早ぎき式・スラックロープ式				
(8)	かご下綱車				
(9)	つり合おもり底部すき間 (つり合いおもりがある場合)	緩衝器形式：ばね式・緩衝材 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時（ mm）	mm		
(10)	移動ケーブル及び取付部				
(11)	ビット内の耐震対策				
(12)	かご枠				
7 その他					
(1)	乗り場の戸の遮煙構造				
8 上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第6(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第6(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く)。
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第6(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

- ⑪ 2(4)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 2(8)「綱車及び巻胴」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準値を記入し右欄に検査で測定した寸法を記入してください。また、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準を記入することとし、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んでください。
- ⑬ 2(10)「ブレーキ」欄の「保持力」欄は、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ニ。」を○で囲んでください。
- ⑭ 2(10)「ブレーキ」欄の「パッドの残存厚み」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、(mm)内に「-」を記入。）及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回の定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ⑮ 2(14)「調速機」欄の「かご側」欄及び2(15)「調速機」欄の「つり合おもり側」欄は、右欄には、検査の測定値を記入し、左欄()には、かご側にあつては測定値の定格速度に対する比率、つり合おもり側にあつては、測定値のかご側キャッチ作動速度に対する比率を記入してください。
- ⑯ 2(16)「主索」欄のうち「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ⑰ 2(16)「主索」欄のうち「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆び及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。
- ⑱ 2(16)「主索」欄のうち「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑲ 2(22)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑳ 4(17)「つり合おもり非常止め装置」欄及び6(7)「かご非常止め装置」欄は、該当しない形式を取消線で抹消してください。
- ㉑ 6(9)「つり合おもり底部すき間」欄は、該当しない緩衝器形式及び制御方式を取消線で抹消して、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ㉒ 8「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、㉑から㉒に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、8は削除して構いません。
- ㉓ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があつた場合のほか、指摘がない場合にあつても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉔ 2(16)主索において最も摩損した主索として掲げたもの及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第7号に規定する昇降機)

当該検査に 関与した検 査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 過 格		
1 駆動装置 (油圧式以外)							
(1)	電動機						
(2)	減速機						
(3)	ブレーキ	制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、 定格速度で下降中に動力を遮断し、制動 距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重(kg) mm 定格速度 (m/min) ロ. 無積載において定格速度で下降中に動力 を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)					
(4)	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索	径: 最も摩損した主索No() (直径 mm 未摩損直径 mm) %	破断総数 本 1 ストランドの最大 破断数 本		
			素線切れ及び錆: 最も摩損した主索No() 素線切れ: なし・平均的に分布・特定の部分に集中 錆: なし・少ない・著しい				
			破断面積の元の素線の断面積に対する比率: 70%超・70%以下				
			主索本数 (本) 要重点点検の主索No(), 要是正の主索No()				
		主索の張り					
		主索の端末と止め金具部					
		スプロケット型綱車(ロープ式)					
		巻胴 (巻胴式)					
		ラックピニオン式					
		チェーンスプロケット式	鎖の伸び イ. ノギスによる測定 (測定長さ mm 基準長さ mm) % ロ. 鎖伸びゲージ等による確認				
チェーンラックピニオン式	鎖の伸び イ. ノギスによる測定 (測定長さ mm 基準長さ mm) % ロ. 鎖伸びゲージ等による確認						
	スクリューナット式						
2 駆動装置 (油圧式)							
(1)	空転防止装置						
(2)	油圧パワーユニットの取付けの状況						
(3)	電動機及びポンプ						
(4)	圧力計						
(5)	安全弁	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa) (常用圧力 MPa) 測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の %				
(6)	逆止弁						
(7)	流量制御弁						
(8)	手動降下弁						
(9)	油タンク及び圧力配管						
(10)	作動油温度抑制装置						
(11)	ストップバルブ						
(12)	高圧ゴムホース						
(13)	圧力配管						
(14)	パンタグラフ式 (下枠及びアーム)						
(15)	ブランジャー						
(16)	ブランジャーストッパー						
(17)	シリンダー						
3 共通							
(1)	救出装置						
(2)	開閉器及び遮断器						
(3)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板						
(4)	ヒューズ						
(5)	受電盤及び制御盤	絶縁: 電動機主回路 (300V以下・300V超) MΩ 制御回路等の300Vを超える回路 MΩ 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 制御回路等の150V以下の回路 MΩ					
(6)	接地						
(7)	耐震対策						
(8)	速度 (定格速度: m/min)	上昇 m/min 下降 m/min					

4	かご室								
(1)	かご室の側壁及び床								
(2)	かごの戸又は遮断棒								
(3)	かごの戸又は遮断棒のスイッチ								
(4)	かご操作盤及び表示器								
(5)	リモートコントロールスイッチ								
(6)	外部への連絡装置								
(7)	非常停止スイッチ								
(8)	積載量の標識								
(9)	車止め								
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離								
(11)	かご非常止め装置 ・形式：速度検出式・緩み検出式								
(12)	かごのガイドシュー及びローラー								
(13)	かごの折りたたみ機構								
(14)	かごの着脱機構								
(15)	運転キー								
5	乗り場及び昇降路								
(1)	乗り場の操作盤								
(2)	乗り場の戸又は遮断棒のスイッチ								
(3)	ドアロック								
(4)	非常停止スイッチ								
(5)	乗り場の戸又は遮断棒								
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ								
(7)	移動ケーブル及びトロリー								
(8)	昇降路側壁等の囲い								
(9)	ガイドレール及びブラケット								
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー								
(11)	障害物検出装置								
(12)	折りたたみレール								
6	上記以外の検査項目								
特記事項									
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第7(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第7(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第7(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1「駆動装置(油圧式以外)」欄は駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。
- ⑫ 1(3)「ブレーキ」欄の「制動力」欄は、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。無積載において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ」を○印で囲み、無積載時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1(4)「駆動方式」欄の該当しない項目を抹消してください。
- ⑭ 1(4)「駆動方式」欄の「ロープ式・巻胴式」欄の「主索」欄は、「主索」欄のうち「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入して下さい。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入して下さい。
- ⑮ 1(4)「駆動方式」欄の「ロープ式・巻胴式」欄の「主索」欄の「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆び及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。「1ストランドの最大破断数」欄は、1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入してください。
- ⑯ 1(4)「駆動方式」欄の「ロープ式・巻胴式」欄の「主索」欄のうち「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑰ 1(4)「駆動方式」欄の「チェーンプロケット式」欄及び「チェーンラックピニオン式」欄の「鎖の伸び」欄は、ノギスにより鎖の長さを測定する場合は、「イ」を○で囲み、測定長さ及び基準長さを記入して下さい。また、右欄に実測長さの基準長さに対する割合を記入して下さい。また、鎖伸びゲージ等により測定する場合は、「ロ」を○で囲み、右欄に鎖伸びゲージ等で算出した伸び率を記入して下さい。
- ⑱ 2「駆動装置(油圧式)」欄は駆動装置が油圧式以外の場合は抹消してください。
- ⑲ 2(5)「安全弁」欄の「銘板値」欄は、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入して下さい。「測定値」欄には、安全弁の作動圧力の測定値を記入して下さい。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入して下さい。
- ⑳ 3(5)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

- ㉑ 3(8)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 4(11)「かご非常止め装置」欄の形式は、該当しないものを取消線で抹消してください。
- ㉓ 6「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、㉑から㉒に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。
- ㉔ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉕ 1(4)主索において最も摩損した主索として掲げたもの及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第8号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	駆動装置					
(1)	開閉器及び遮断器					
(2)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板					
(3)	ヒューズ					
(4)	受電盤及び制御盤 絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超) MΩ 制御回路等の300Vを超える回路 MΩ 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 制御回路等の150V以下の回路 MΩ					
(5)	接地					
(6)	電動機					
(7)	減速機					
(8)	ブレーキ 制動力 イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (kg) mm 定格速度 (m/min) ロ. 無積載において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)					
(9)	駆動方式					
	摩擦式 (駆動ローラー)					
	ラックピニオン式					
	チェーンプロケット式 鎖の伸び イ. ノギスによる測定 (測定長さ mm 基準長さ mm) % ロ. 鎖伸びゲージ等による確認					
	チェーンラックピニオン式 鎖の伸び イ. ノギスによる測定 (測定長さ mm 基準長さ mm) % ロ. 鎖伸びゲージ等による確認					
(10)	駆動装置等のカバー					
(11)	かご非常止め装置 形式：速度検出式・緩み検出式					
(12)	かごのガイドシュ及びローラー					
(13)	ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ					
(14)	充電電池					
(15)	耐震対策					
(16)	速度 (定格速度： m/min) 上昇 m/min 下降 m/min					
2	いす関係					
(1)	いす部					
(2)	いす操作盤のボタン等					
(3)	いすの回転装置					
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(5)	障害物検出装置					
(6)	運転キー					
(7)	安全ベルト等					
(8)	いす折りたたみ機構					
3	乗り場及び階段					
(1)	乗り場呼び及び送りボタン並びに操作レバー					
(2)	リモートコントロールスイッチ					
(3)	ガイドレール及びブラケット					
(4)	折りたたみレール					
(5)	移動ケーブル及びトロリー					
(6)	充電装置					
4	上記以外の検査項目					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第8(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第8(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第8(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(4)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(8)「ブレーキ」欄の「制動力」欄は、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。無積載において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無積載時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1(9)「駆動方式」欄の該当しない項目を抹消してください。
- ⑭ 1(9)「駆動方式」欄の「チェーンプロケット式」欄及び「チェーンラックピニオン式」欄の「鎖の伸び」欄は、ノギスにより鎖の長さを測定する場合は、「イ。」を○で囲み、測定長さ及び基準長さを記入して下さい。また、右欄に実測長さの基準長さに対する割合を記入してください。また、鎖伸びゲージ等により測定する場合は、「ロ。」を○で囲み、右欄に鎖伸びゲージ等で算出した伸び率を記入して下さい。
- ⑮ 1(11)「かご非常止め装置」欄の形式は、該当しないものを取消線で抹消してください。
- ⑯ 1(16)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑰ 4「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑭に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑱ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑲ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第9号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室内の状況						
(2)	開閉器及び遮断器						
(3)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板						
(4)	ヒューズ						
(5)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
		制御回路等の300Vを超える回路	MΩ				
		制御回路等の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
		制御回路等の150V以下の回路	MΩ				
(6)	接地						
(7)	電動機						
(8)	ブレーキ	パットの残存厚み イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要重点点検となる基準値： mm) (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要重点点検となる基準：) (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 (右 mm) (左 mm) 非常停止時の踏段停止距離測定 ($V^2/9 \leq$ 踏段停止距離 ≤ 600 mm)	右 左	mm mm			
(9)	減速機						
(10)	駆動鎖						
(11)	踏段反転装置						
2	乗降口						
(1)	ランディングプレート						
(2)	くし板						
(3)	くし板及び踏段のかみ合い						
(4)	インレットガード						
(5)	昇降起動スイッチ						
(6)	警報及び運転休止スイッチ						
(7)	速度 (定格速度： m/min)	上昇	m/min				
		下降	m/min				
3	中間部						
(1)	ハンドレール駆動装置						
(2)	ハンドレール						
(3)	内側板						
(4)	踏段						
(5)	踏段レール						
(6)	踏段相互のすき間		mm				
(7)	スカートガード						
4	安全装置						
(1)	インレットスイッチ						
(2)	非常停止ボタン						
(3)	スカートガードスイッチ						
(4)	踏段鎖安全スイッチ						
(5)	踏段浮上り検出装置						
(6)	駆動鎖切断時停止装置						
(7)	ハンドレール停止検出装置						
5	安全対策						
(1)	交差部固定保護板						
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵						
(3)	落下物防止網						
(4)	踏段上直部の障害物						
(5)	交差部可動警告板						
(6)	踏段面注意標識						
(7)	登り防止用仕切板						
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置						
6	その他						
(1)	車いす搬送用踏段						
7	上記以外の検査項目						

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第9(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第9(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第9(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(5)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(8)「ブレーキ」欄の「パッドの残存厚み」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ」を○で囲んだ上で、要重点点検(基準が定められていない場合は、(mm)内に「-」を記入。)及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ」を○で囲んだ上で、要重点点検(要重点点検の基準が定められていない場合を除く。)及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ」を○で囲んで、前回の定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ⑬ 1(8)「ブレーキ」欄の「非常停止時の階段停止距離測定」欄の右欄に測定した停止距離を記入してください。
- ⑭ 2(7)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した「上昇時」欄及び「下降時」欄の速度を記入してください。
- ⑮ 3(6)「階段相互のすき間」欄は、右欄に検査で測定した階段相互のすき間を記入してください。
- ⑯ 7「上記以外の検査項目」欄は、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑭に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑰ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があつた場合のほか、指摘がない場合にあつても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑱ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第10号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果	指摘なし	要重点点検	要是正	
1 機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口					
(2)	点検用コンセント					
(3)	開閉器及び遮断器					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用プリント基板					
(5)	ヒューズ					
(6)	受電盤及び制御盤	絶縁：電動機主回路 (300V以下・300V超) 制御回路等の300Vを超える回路 制御回路等の150Vを超え300V以下の回路 制御回路等の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ			
(7)	接地					
(8)	減速歯車					
(9)	綱車及び巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索のトラクション イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの (綱車と主索の滑りにより判定するもの)	mm			
(10)	軸受					
(11)	巻上機 ブレーキ	パットの残存厚み イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの (要重点点検となる基準値： mm) (要是正となる基準値： mm) ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの (要重点点検となる基準：) (要是正となる基準：) ハ. 製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 (右 mm) (左 mm) 制動力	右 左 mm mm			
(12)	そらせ車					
(13)	電動機					
(14)	主索の緩み検出装置					
(15)	主索の巻過ぎ検出装置					
(16)	速度 (定格速度： m/min)		上昇 下降 m/min m/min			
2 かが室						
(1)	かが室の周壁、天井及び床					
(2)	積載量の標識					
(3)	搭乗禁止の標識					
(4)	かごの戸					
3 最上階出し入れ口						
(1)	主索	径：最も摩損した主索No() (現在直径 mm 未摩損直径 mm) 素線切れ及び錆：最も摩損した主索No() 素線切れ：なし・平均的に分布・特定の部分に集中 錆：なし・少ない・著しい 破断面積の元の素線の断面積に対する比率：70%超・70%以下 主索本数 (本) 要重点点検の主索No()、要是正の主索No()	% 破断総数 本 1ストランドの最大破断数 本			
(2)	主索の張り					
(3)	主索の端末と止め金具部					
(4)	上部リミットスイッチ					
(5)	かごのガイドシュー及びローラー					
(6)	かごつり車					

4 各階出し入れ口					
(1)	出し入れ口枠及び戸				
(2)	操作ボタン及び信号装置				
(3)	走行停止ボタン又はスイッチ				
(4)	ドアスイッチ				
(5)	ドアロック				
(6)	戸開放防止警報装置				
(7)	二方向同時開放警告装置				
(8)	ドアつりロープ				
(9)	積載量の標識				
(10)	搭乗禁止の標識				
(11)	ガイドレール及びブラケット				
5 最下階出し入れ口					
(1)	下部リミットスイッチ				
(2)	ビット床				
(3)	つり合おもり底部すき間				
(4)	つり合おもり各部				
(5)	つり合おもりのつり車				
(6)	移動ケーブル及び取付部				
(7)	かご非常止め装置				
(8)	つり合おもり非常止め装置				
6 上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第10(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第10(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第10(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(6)「絶縁」欄は、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(9)「綱車及び巻胴」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準値を記入し右欄に検査で測定した寸法を記入してください。また、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要是正となる基準を記入することとし、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んでください。
- ⑬ 1(11)「ブレーキ」欄の「パッドの残存厚み」欄は、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検(基準が定められていない場合は、(mm)内に「-」を記入。)及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検(要重点点検の基準が定められていない場合を除く。)及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回の定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- ⑭ 1(16)「速度」欄は定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑮ 3(1)「主索」欄のうち「径」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、最も摩損が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩損していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩損が進んだ部分の直径の摩損していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ⑯ 3(1)「主索」欄のうち「素線切れ及び錆」欄は、最も摩損した主索番号を記入するとともに、素線切れ、錆び及び破断面積の元の素線の断面積に対する比率について、それぞれ該当しないものを取消線で抹消してください。「破断総数」欄は、最も破断が多い1ピッチ内の破断総数を記入してください。「1ストランドの最大破断数」欄は、1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入してください。
- ⑰ 3(1)「主索」欄のうち「主索本数」欄は、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑱ 6「上記以外の検査項目」欄は、第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。
- ⑲ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあつても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑳ 3(1)主索において最も摩損した主索として掲げたもの及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。